

ごあいさつ

釧路町の商工業を取り巻く現状は、少子高齢化の進行や人口の減少、情報通信技術の浸透と高度化、経済の国際化による影響などにより、常に変動しております。

このような中、平成24年に策定した第5次釧路町総合計画（平成24年度～平成33年度）において、釧路町が目指すべき将来像を示させていただき、産業分野については「豊かさと活力みなぎる産業のまち」を基本目標としております。

これを踏まえ、平成16年の策定から10年を経過した「釧路町商工業振興計画」の見直しを行い、これからの10年先を見通した新たな計画を策定いたしました。

本計画の方針として、「まちのにぎわい（活力）を創出する」「地区の魅力高める商業環境をつくる」「未来を担う基盤をつくる」「時代の変化に対応できる体制をつくる」「創造性豊かなものづくりを推進する」の5つを柱とし、それぞれに施策を定めております。

計画の推進に当たっては、経済の変化に柔軟に対応しながら、事業者、商工会、町民の皆様、そして町が、それぞれ役割を担い、協働しながら取り組むことが必要であると考えております。

本計画を商工業行政における基本指針とし、各関係機関との連携を更に深めながら、本町の商工業振興に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご議論を頂きました商工業振興計画策定委員会専門部会並びに釧路町商工会各専門部会の皆様、また、釧路町連合町内会や釧路町消費者協会、釧路町老人クラブ連合会をはじめとする多くの町民の皆様より貴重なご意見を頂きましたことに対し、心からお礼申し上げます。

平成26年3月

釧路町長 佐藤 広 高

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画策定の前提</b>	<b>1</b>
1.	計画策定の目的	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画期間	2
4.	計画の推進体制	2
5.	計画の進行管理	3
6.	商工業分野を取り巻く社会経済の動向	3
<b>第 2 章</b>	<b>釧路町の現状</b>	<b>6</b>
1.	位置	6
2.	人口・世帯	6
3.	土地利用の状況	8
4.	道路・交通	8
5.	産業構造	9
<b>第 3 章</b>	<b>釧路町商工業の現状と課題</b>	<b>10</b>
1.	商工業の現状	10
2.	商工業の課題	21
<b>第 4 章</b>	<b>商工業振興の理念と方針</b>	<b>27</b>
1.	商工業振興の基本理念	27
2.	商工業振興の方針	28
<b>第 5 章</b>	<b>商工業振興施策の展開</b>	<b>31</b>
1.	商工業振興施策の展開	31
2.	施策の実施プログラム	38
	<b>参考資料</b>	<b>42</b>
1.	釧路町商工業振興計画策定委員会	
2.	釧路町商工業振興計画策定専門部会	
3.	釧路町商工会各部会	
4.	釧路町商工業振興計画懇談会	
5.	釧路町行政経営部長会議	
6.	釧路町商工業振興計画町民意見公募手続き	

# 第1章 計画策定の前提

## 1. 計画策定の目的

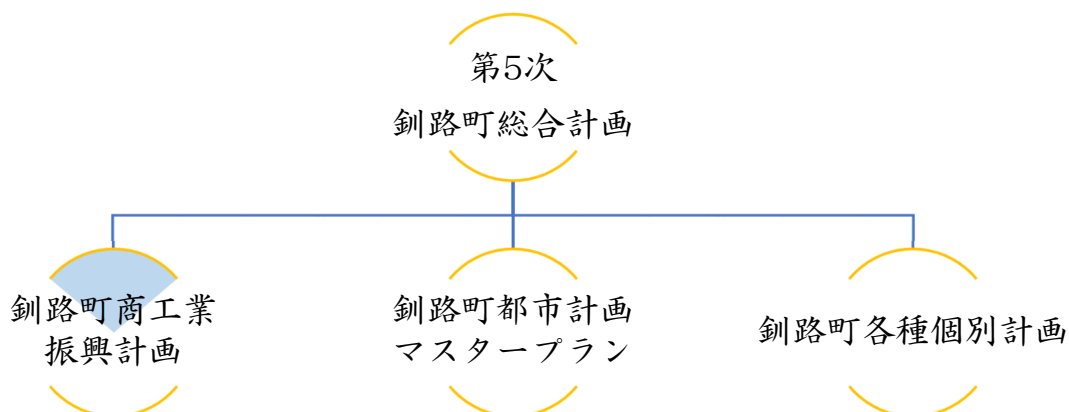
本計画は、本町の商工業の現状と課題を踏まえ、商工業振興のため、基本理念と方針にもとづき、持続的かつ安定的な地域産業の育成と推進を図ることを目的に策定するものです。

平成16年に策定された商工業振興計画は、設定された基本施策をおおむね実施し、平成25年度をもって終了となります。この間、社会経済情勢は世界同時不況以降の全国的な景気低迷や地球環境問題の顕在化、急速な少子高齢化の進展など大きく変化しており、本町においても、大型店の新たな進出や釧路外環状道路のインターチェンジや(仮称)釧路東インターチェンジの建設などにより、町内の生活環境や経済活動の変化が見込まれています。

こうしたなか、平成24年に第5次釧路町総合計画(平成24年度～平成33年度)を策定し、将来像として「みんなの笑顔が輝く 安心のまち ～あなたの郷くしろ町～」を掲げ、本町の10年後の目標を示しました。産業分野においては、「豊かさと活力みなぎる産業のまち」を基本目標に、商工業の振興や地産地消の推進のほか、農業、林業、漁業、観光の振興などを施策大綱としております。また、平成25年には、土地利用等の方針を定めた釧路町都市計画マスタープランを策定しており、これら上位・関連計画における本町の方針性を踏まえながら、新たな釧路町商工業振興計画を策定する必要があります。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である第5次釧路町総合計画に即し、また、釧路町都市計画マスタープランなどの各種個別計画と整合を図り、商工業振興に係る指針として位置づけます。



### 3. 計画期間

本計画は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間を計画期間とする長期的な視点による商工業振興の目標や基本の方針を示すものであります。なお、本計画の内容については、社会・経済情勢等に大きな変化が生じた場合など、必要に応じて適宜見直すものとします。

### 4. 計画の推進体制

商工業振興のためには、事業者・商工会・町民（消費者）・町がそれぞれの役割を發揮しながら一体となって連携し、協働していくことが求められます。

このことから、本計画の推進体制について、次のとおりとし、推進を図ります。

#### 【事業者】

自らの創意工夫および自助努力をもとに、経営基盤の安定、人材の育成および従業員の福利厚生の充実に努めるとともに、周辺的生活環境との調和ならびに住民生活の安全・安心の確保の配慮に努めるものとします。

#### 【商工会】

事業者の事業活動を支援し、町などと協働して商工業の振興のための施策を実施するように努め、自らの組織強化を図るとともに、事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとします。

#### 【町民（消費者）】

商工業の振興が地域を活性化させ、自らの住民生活の向上に寄与することを理解し、町や商工会が実施する商工業の振興のための施策への協働・協力に努めるものとします。

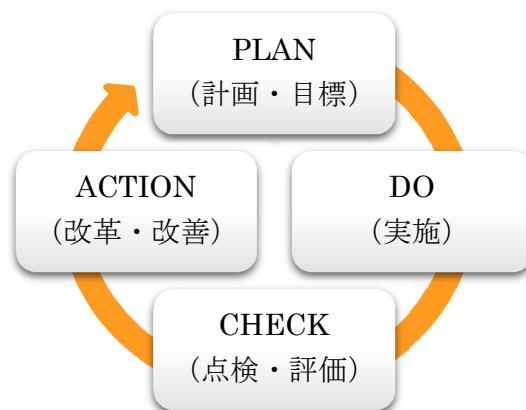
#### 【町】

町が行う施策については、事業者および商工会との協働ならびに国、北海道、他の地方公共団体および研究機関などとの連携に努めるものとします。

また、事業者および商工会の会議などへ積極的に出席し、よりの確な地域の状況の把握に努めるとともに、協働・連携につながる相互の信頼関係の醸成に努めるものとします。

## 5. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、釧路町商工業振興計画策定委員会専門部会などの協力のもと、PLAN（計画・目標）、DO（実施）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改革・改善）のPDCAサイクルを活用して、一年ごとに着実かつ効果的に進めていくこととします。



## 6. 商工業分野を取り巻く社会経済の動向

### ■ 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

わが国は、平成 17 年（2005 年）から本格的な人口減少社会に入り、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、平成 62 年（2050 年）には人口が約 9,515 万人まで減少し、65 歳以上の高齢者の割合は約 40%まで上昇すると見込まれています。

人口減少と少子高齢化が進むことにより、人口構造が変化するとともに、労働力人口の減少による経済活力の低下や地域活動の担い手の減少、社会保障制度の持続性への悪影響などの問題が懸念されています。

釧路町においても、平成 12 年をピークに人口は減少に転じ、第 5 次釧路町総合計画では、平成 33 年の将来人口を 18,500 人と設定しており、さらなる人口減少・少子高齢化の進行が予想されています。

## ■ 地域経済活性化への期待

日本経済は、金融不安に端を発した世界同時不況の影響や、円安による原油価格や原材料費の高騰などから、経済活動全体が低迷し、企業の倒産や正規・非正規といった雇用形態の多様化と失業率の上昇、個人所得の減少などの問題を抱えています。また、新規学卒者をはじめとする雇用不安やものづくり産業の担い手不足は社会問題となっており、持続的な経済対策とともにさらなる雇用対策が求められています。

このようななかにあつて、(1) 大胆な金融政策 (2) 機動的な財政政策 (3) 民間投資を喚起する成長戦略のいわゆるアベノミクスの3本の矢によって、デフレ経済からの脱却による日本経済の再生が進められており、景気の早急な回復に期待が寄せられています。

今後は、農林水産業の活性化と産業を支える人づくりを進めるとともに、地域資源を活かした新産業の創出や地産地消の推進への取り組みが求められています。

## ■ 高度情報化社会への対応

インターネットや携帯電話を中心としたモバイルネットワーク<sup>1</sup>などが普及したことで、日常生活や社会経済活動において高度通信技術 (ICT)<sup>2</sup>は欠かせないものとなっています。ICTの利活用は、少子高齢化、医療、教育、地域経済の活性化など、様々な課題に対応する上で必要とされています。

また、インターネットなどの利用者の増加に伴い、電子商取引<sup>3</sup>の市場規模は急速に拡大しており、低価格なうえに豊富な品揃えの電子商店街など場所を必要としない新たなビジネススタイルも確立されています。

## ■ 安全・安心への確保

食の安全が問題となる事件が多発したことにより、食品の安全性がこれまで以上に重視されるようになってきました。「国民生活白書」(平成20年版)によると、加工食品を選ぶ際には、生産・原材料がともに国産のものであれば信頼できると考えている人が8割以上にのぼり、消費者の間では国産志向が強まっています。

また、インターネットの普及に伴い多種多様な製品を簡単に購入できる環境が整った一方で、金銭被害など様々なトラブルが発生しており、関係機関と連携した対策が求められています。

1 モバイルネットワーク 携帯機器環境のコンピュータネットワーク。

2 高度通信技術 (ICT) コンピュータやネットワークに関連する技術・サービスなどの総称。

3 電子商取引 コンピュータネットワーク上での電子的な情報通信によって商品やサービスを分配したり売買したりすること。

## ■ ライフスタイルの多様化

社会・経済の成熟化に伴い、人々が求めるニーズも多様化しており、物質的な豊かさに加えて精神的な豊かさも求められています。文化芸術や健康への志向などゆとりを重視した創造的な生活や、仕事と生活の調和を図って生活の質を大切にする意識が高まっています。

また、一定の生活水準を達成したことにより、自発的な社会貢献や社会参加への意識の高まりなど、退職後の生活スタイルのあり方も多種多様になっています。

## ■ 環境問題に対する意識の高まり

地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化するなか、人々の環境に対する関心が高まってきています。

「国民生活白書」（平成20年版）によると、日常の買い物において過半数以上が省エネルギー型の製品の購入を心がけており、社会全体として、これまでのライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギー化や自然エネルギーの活用を図るとともに、リサイクルや廃棄物の適正処理を進める取り組みが広がっています。

## ■ 地域主権改革<sup>4</sup>の進展と町民参加・協働のまちづくり

地方主権改革の進展に伴い、様々な権限が国や北海道から市町村に移譲され、政策の自己決定権が拡大しています。これにより地域の実状やニーズを踏まえた施策を展開することが可能となっており、事業者・町民・行政が一体となって、商工業振興のための施策を展開できる体制づくりを進めていく必要があります。

---

<sup>4</sup> 地域主権改革 地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくこと。

## 第2章 釧路町の現状

### 1. 位置

本町は、北海道の南東部、釧路管内の南部に位置し、東は厚岸町、西は釧路市、南は太平洋、北は標茶町に接しています。

総面積は、254.12k m<sup>2</sup>で、東西 31.5km、南北が 20.4 k mとなっています。また、総面積の約 74.8%は山林となっています。

### 2. 人口・世帯

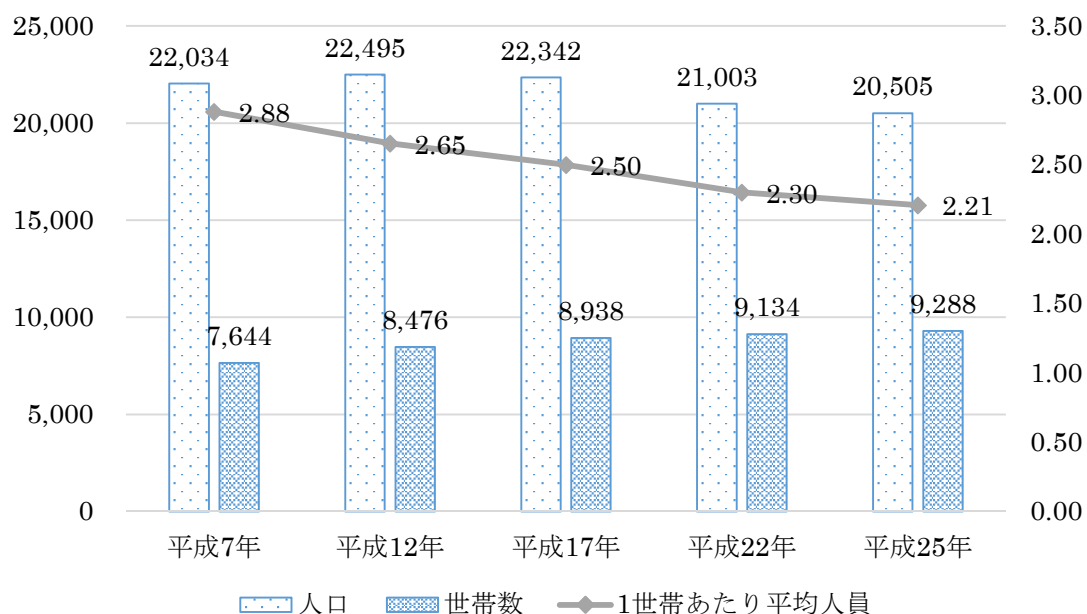
本町の人口は、平成 25 年は 20,505 人となっており、平成 12 年の 22,495 人をピークに減少傾向が続いています。

世帯数は徐々に増加しており、平成 25 年では、9,288 世帯となっています。このことから、1 世帯あたりの人員は年々減少しており、平成 25 年では 2.21 人と核家族化が進んでいます。

年齢階層別人口割合をみると、平成 7 年より徐々に少子高齢化が進んでいることがわかります。

地区別人口では、セチリ太地区が多く 11,250 人で全体の 54.9%を占めています。次いで遠矢地区が 5,374 人で全体の 26.2%となっています。

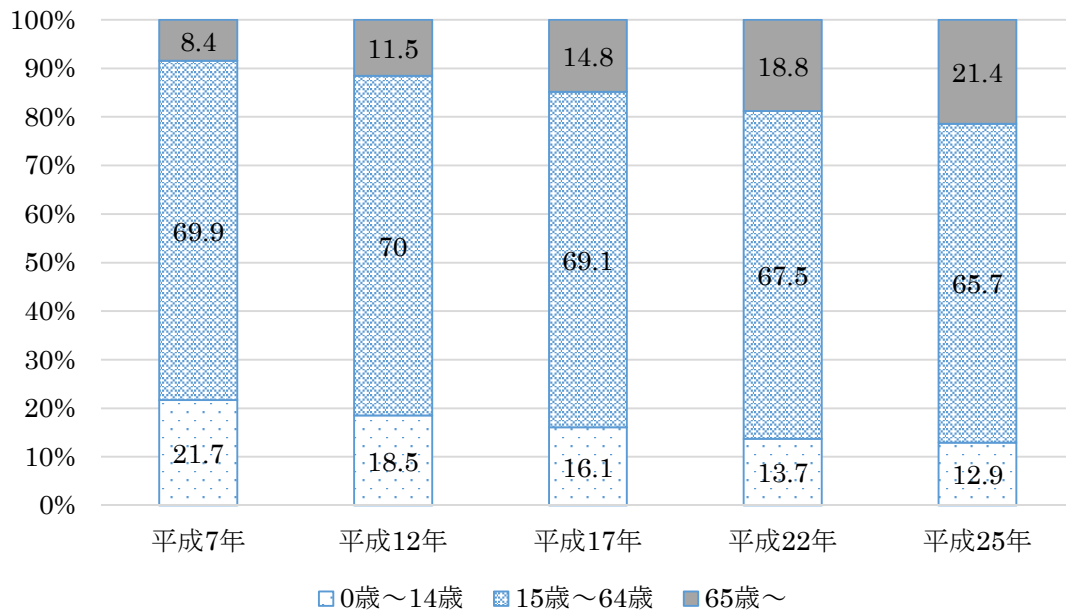
【人口・世帯数の推移】



資料：住民基本台帳人口・世帯（各年 3 月 31 日現在）

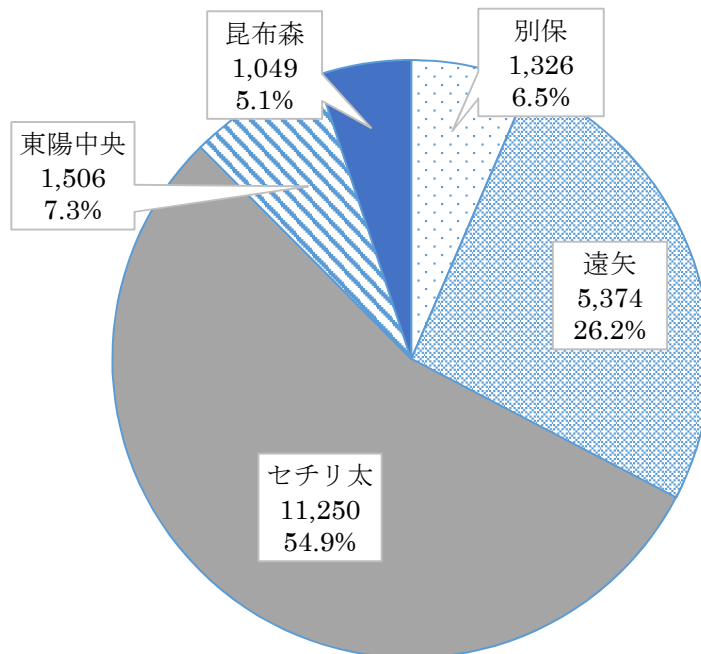


【年齢階層別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

【地区別人口】



資料：住民基本台帳世帯（平成25年）

### 3. 土地利用の状況

土地利用の状況を都市計画区域の面積で見ると、行政区域が 25,412ha で都市計画区域は 12,037ha となっています。また、都市計画区域のなかでも市街化区域は 618ha で、大半は山林や農地などの市街化調整区域となっています。

用途地域の状況では、別保および遠矢地区では、主に住居系用途地域を指定しています。また、商業系用途地域は 23ha をセチリ太地区に指定しています。工業系用途地域は東陽中央地区およびセチリ太地区に指定しています。

区域	面積 (ha)
行政区域	25,412
都市計画区域	12,037
市街化区域	618
第1種低層住居専用地域	161
第2種低層住居専用地域	5
第1種中高層住居専用地域	122
第2種中高層住居専用地域	58
第1種住居地域	55
準住居	15
近隣商業地域	5
商業地域	18
準工業地域	15
工業地域	147
工業専用地域	17
市街化調整区域	11,419

資料：釧路圏都市計画図（平成 24 年 8 月現在）

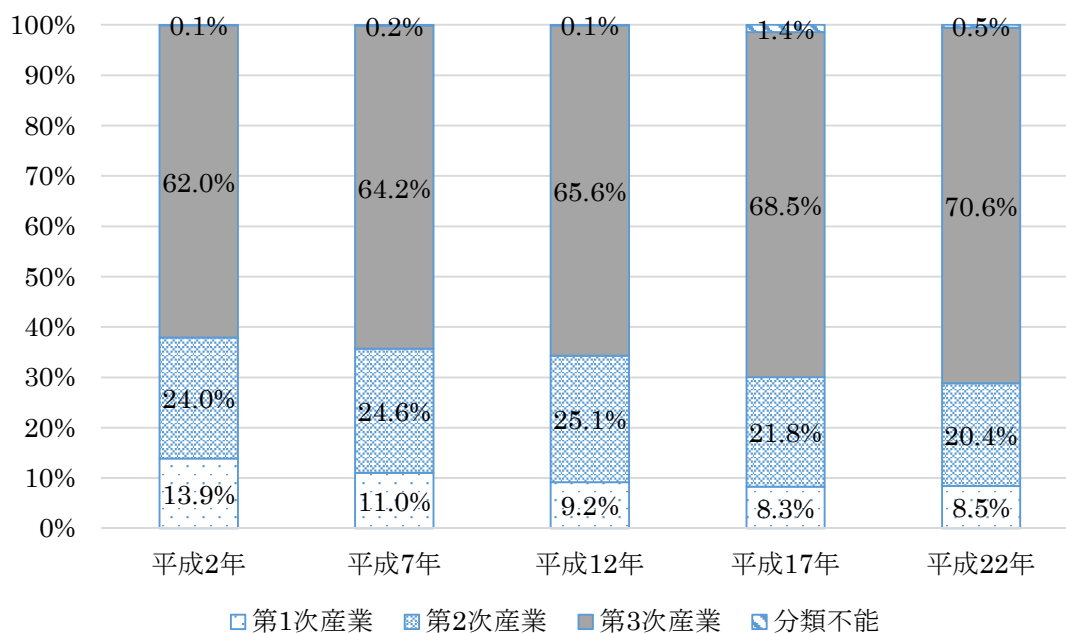
### 4. 道路・交通

町内の主要道路は、釧路圏と根室圏を結ぶ国道 44 号、標茶方面へ向かう国道 391 号、中標津方面へ向かう国道 272 号や遠矢地区から釧路市大楽毛地区を結ぶ広域農道があります。また、現在釧路外環状道路の整備が進められ、東陽中央地区（平成 27 年度開通予定）と別保地区（平成 28 年度以降開通予定）にインターチェンジの建設により、流通・観光などの交通アクセスは今後ますます向上していくことから、釧路圏における交通の要衝となっています。

## 5. 産業構造

産業3分類別にみた本町の産業構造は、第3次産業の割合が経年的に上昇しています。

【産業分類別就業者数の推移】



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	1,291	1,222	1,036	895	864
第2次産業	2,227	2,726	2,849	2,350	2,086
第3次産業	5,754	7,102	7,439	7,399	7,223
分類不能	14	21	15	152	53
合計	9,286	11,071	11,339	10,796	10,226

資料：国勢調査

# 第3章 釧路町商工業の現状と課題

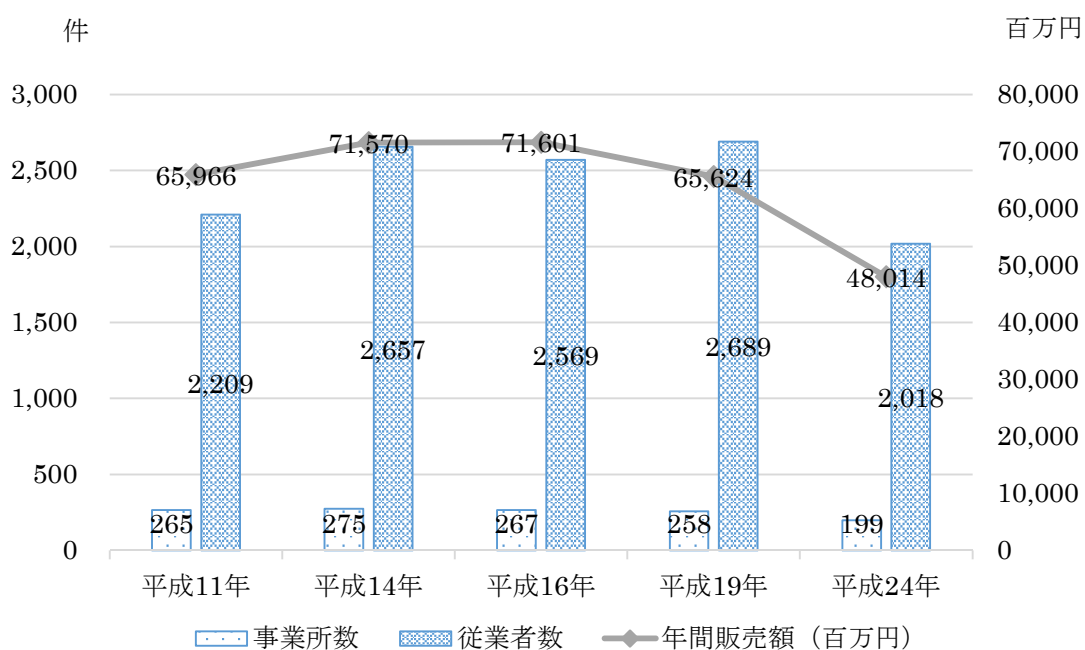
## 1. 商工業の現状

### 1-1 商業の現状

#### 1) 釧路町の商業の推移

平成24年経済センサス<sup>5</sup>によると、釧路町の事業所数および従業者数は、平成14年をピークに減少傾向となっており、また、年間販売額をみると、平成16年をピークに減少傾向となっています。

【事業所数・従業者数・年間販売額の推移】



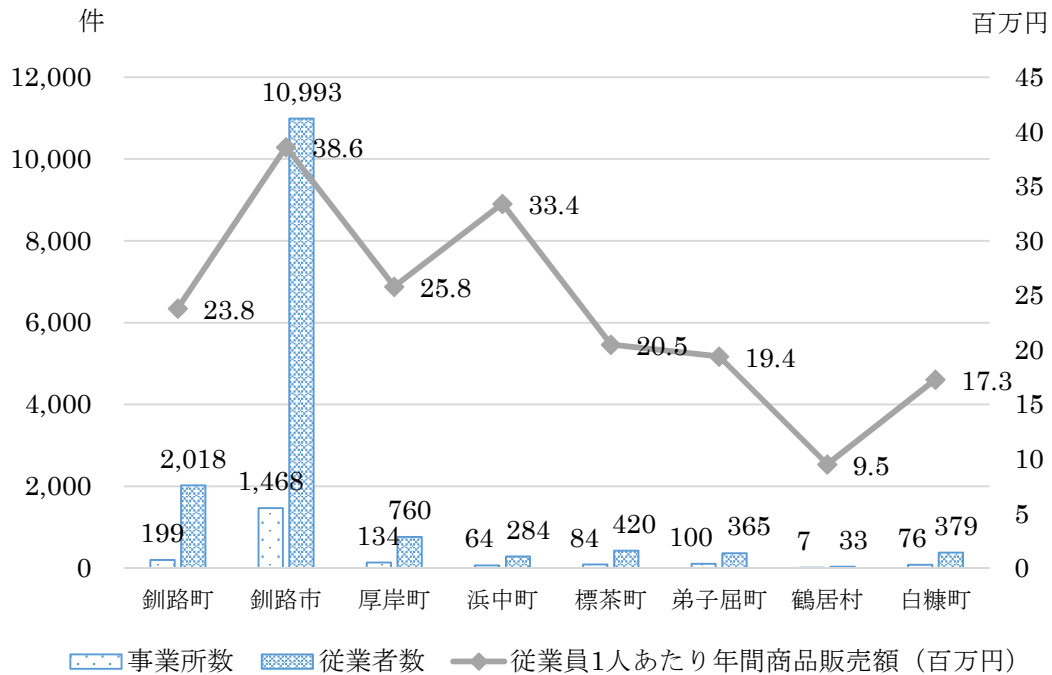
資料：商業統計（平成11年～平成19年）  
経済センサス（平成24年）

<sup>5</sup> 経済センサス 統計法で基幹統計として定められている「経済構造統計」を得るための調査名称。

## 2) 管内市町村との比較

事業所数、従業者数、年間販売額は釧路管内において 2 番目の規模ではありますが、従業員 1 人あたり年間商品販売額では、釧路市、浜中町、厚岸町に次いで 4 番目の水準となっています。

【事業所数・従業者数・年間商品販売額の比較】



資料：経済センサス（平成 24 年）

### 3) 地区ごとの現状

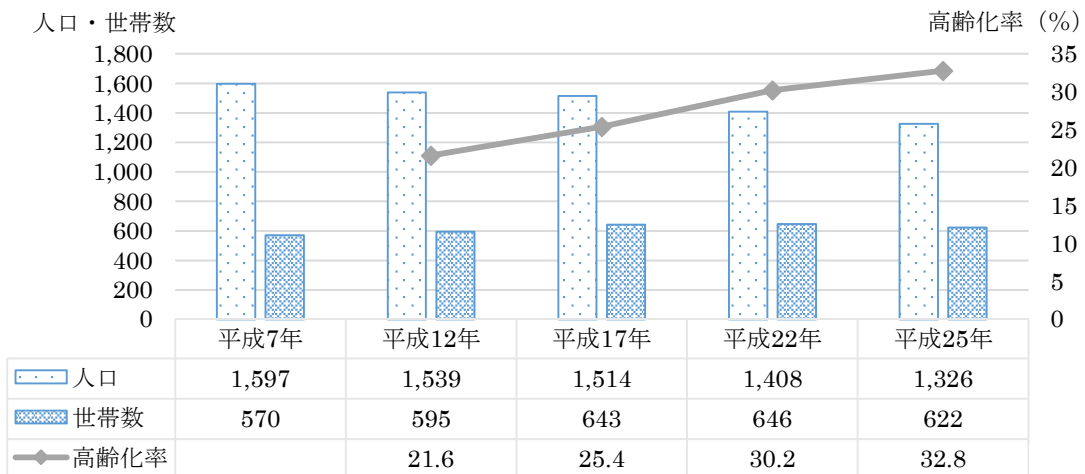
#### ■別保地区

##### 《概要》

古くは炭鉱で栄え、昭和 30 年の旧昆布森村との合併以来、役場庁舎や消防署などが置かれ町行政の中心的な役割を担っているこの地域は、国道 44 号を挟み周囲が森林で囲まれ、自然と住宅区域が共存しているのが特徴です。周辺では野菜を中心とした近郊農業が営まれ、260ha の広さのなか 4 つの散策コースがある森林公園や、日本一遅い桜まつりが開催される別保公園があり、鳥のさえずりや四季の変化を実感できるなど、自然にやさしく包まれる居住地域として歩み続けています。



##### 《地区人口・世帯数・高齢化率》



資料：住民基本台帳人口・世帯（各年 3 月 31 日現在）

##### 《地区の現状》

地区人口・世帯数・高齢化率は、上記グラフからみると、人口・世帯数の減少と高齢化が年々進行し、平成 25 年には高齢化率が 32.8%と 5 地区中 1 番高い水準になっています。

地区の買い物環境は、小売店の閉店・撤退により、食料品・日用品を扱う小売店が少なくなっています。また、一方では釧路町地産地消センター ロ・バザールが別保公園内に設置されており、地産地消の拠点としての役割を担っています。

道路交通環境は、厚岸方面へ向かう国道 44 号と中標津方面へ向かう国道 272 号、根室本線、別保駅があり、路線バスや列車が運行しています。また、釧路外環状道路の整備が進められ、国道 272 号付近に（仮称）釧路東インターチェンジの建設が進められており、平成 28 年度以降の開通予定となっています。

## ■遠矢地区

### 《概要》

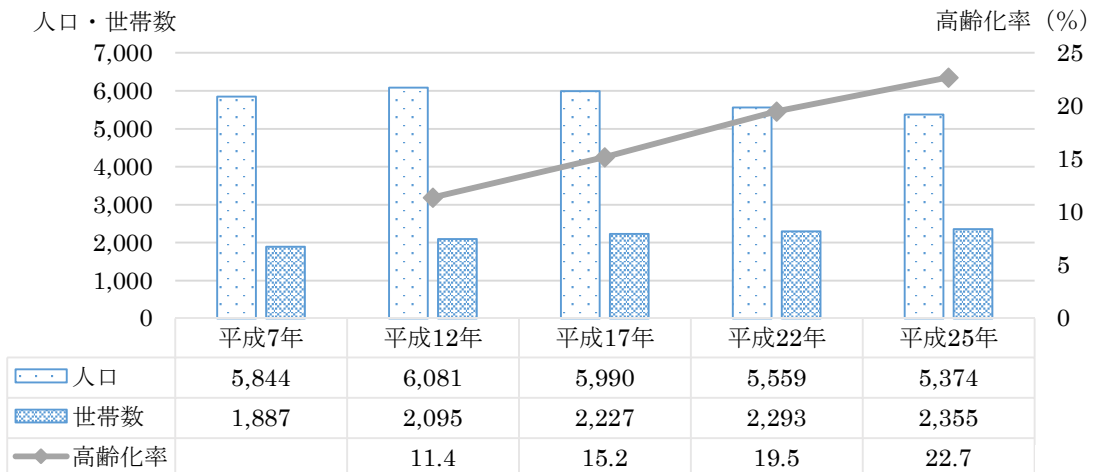
釧路から標茶方面へ向かう国道 391 号沿いの遠矢地区では、町全体の人口 3 割近くを占める住宅区域が広がり、広大な釧路湿原を一望できる細岡展望台などの自然を活かしたコミュニティ施設が続いています。



もう一つの特徴である農業は大根をはじめ、白かぶ、にんじん、ほうれん草、ブロッコリーなどの野菜が多く作られており、なかでも大根は、“釧路ほくげん大根”として釧路町ブランドを確立し、東京・大阪などの大消費地の市場に 7 月から 10 月にかけて出荷されています。

また、公営住宅としては全国的にみても先進的な取り組みを行っている遠矢コレクティブセンターがあり、昔ながらの地域の結びつきを取り入れながら、新たなコミュニティ形成が図られています。

### 《地区人口・世帯数・高齢化率》



資料：住民基本台帳人口・世帯（各年 3 月 31 日現在）

### 《地区の現状》

地区人口・世帯数・高齢化率は、上記グラフからみると、人口減少と高齢化は年々進行していますが、世帯数は増加傾向にあります。そのため、世帯の核家族化や単身世帯の増加が影響していると考えられます。

地区の買い物環境は、地区に小売店があるものの、生鮮食料品や日用品を扱っている事業所が不足していましたが、平成 24 年にドラッグストアが出店しています。

道路交通環境は、標茶方面へ向かう国道 391 号、釧網線の遠矢駅・釧路湿原駅・細岡駅があり、路線バスや列車が運行しています。また、釧路湿原道路が開通したことにより、釧路たんちょう空港や管内市町村からのアクセスが向上しています。

## ■セチリ太地区

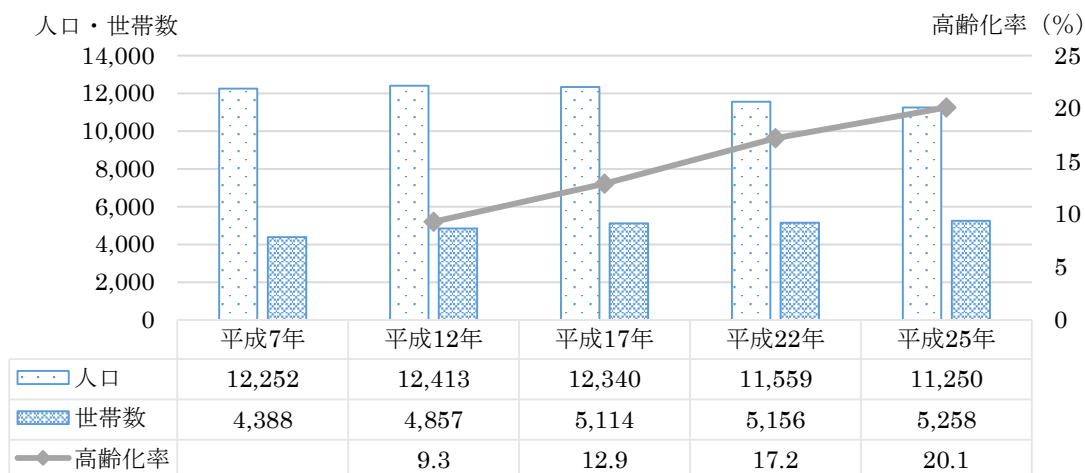
### 《概要》

セチリ太地区は、道路や河川を境界に鉧路市と隣接しており、昭和 41 年の水面貯木場の完成を契機に住宅団地の造成ラッシュによるベッドタウンとして成長し、わずか 20 年の歳月で町の人口の 5 割を超す一大住宅区域へと発展しています。



この間、地区内道路網や下水道の整備、文教施設やコミュニティ施設の充実が進み、国道 44 号沿いには大型店をはじめ、パチンコ店やカラオケボックスなどの娯楽店も相次いで進出し、現在では道東地方を代表するショッピングエリアとして、休日には町内はもちろん、町外からの買い物客も多く訪れ、家族連れの様子がにぎわっています。

### 《地区人口・世帯数・高齢化率》



資料：住民基本台帳人口・世帯（各年 3 月 31 日現在）

### 《地区の現状》

地区人口・世帯数・高齢化率は、上記グラフからみると、人口減少と高齢化は年々進行していますが、世帯数は増加傾向にあり、世帯の核家族化や単身世帯の増加が影響していると考えられます。

地区の買い物環境は、町内事業所の約 9 割がセチリ太地区に集積しています。店舗は小売、卸売、飲食、サービス業が分散しており、商店街は形成されていませんが、国道 44 号および共栄橋通沿いでは大型店をはじめとする小売店が多く立地しています。

道路交通環境は、厚岸方面へ向かう国道 44 号があり、路線バスが豊富に運行しています。また、平成 26 年度より予定されている地方都市リノベーション事業<sup>6</sup>により、大型店集積地周辺の整備が行われます。

<sup>6</sup> 地方都市リノベーション事業 持続可能な都市構造への再構築のため、地域に必要な都市機能の整備・維持を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の形成により地域活性化を図る



## ■東陽中央地区

### 《概要》

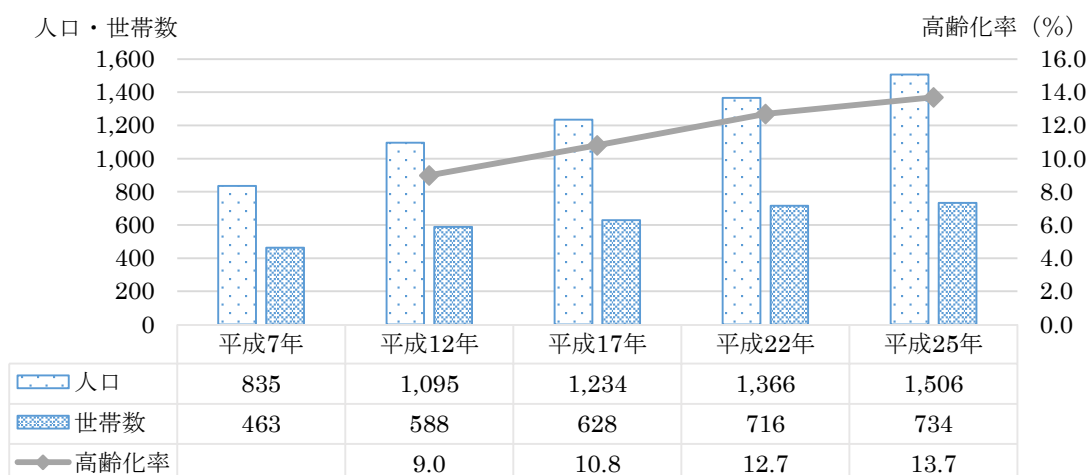
中央地区は、陸上自衛隊釧路駐屯地を擁し、木工業、鉄工業などが行なわれています。

東陽地区は、平成4年からの土地区画整理事業により分譲住宅などの建設や国道沿いの沿道サービス型飲食店の立地が進んでいます。また、平成14年には釧路町保健福祉センター あいぱーるが完成し、福祉の拠点となっています。



一方、この地区は2つの国道（44号・391号）を擁し、釧路・根室・北網地区を結ぶ交通の分岐点として、交通量も多い地区となっていますが、釧路外環状道路が整備中であり、インターチェンジの建設が平成27年度完成を目指し進められており、帯広・道央圏へのさらなる交通アクセスの充実が図られています。

### 《地区人口・世帯数・高齢化率》



資料：住民基本台帳人口・世帯（各年3月31日現在）

### 《地区の現状》

地区人口・世帯数・高齢化率は、東陽地区は新興住宅地という特性もあり、人口は平成17年1,234人から平成25年1,506人へ、世帯数は平成17年628世帯から平成25年734世帯とともに増加しており、高齢化率も上昇していますが、平成25年13.7%と低い水準を保っています。

地区の買い物環境は、ロードサイドに大型店や飲食店などの出店が増えており、利便性が向上していますが、ロードサイドには空き地が目立ちます。

道路交通環境は、厚岸方面へ向かう国道44号、標茶方面へ向かう国道391号があり路線バスも運行しています。また、桂恋武佐通の開通により交通アクセスが向上し、相互交通量が増加しています。さらに、釧路外環状道路の整備が進められ、（仮称）釧路中央インターチェンジの建設が進められており、平成27年度の開通予定となっています。

## ■ 昆布森地区

### 《概要》

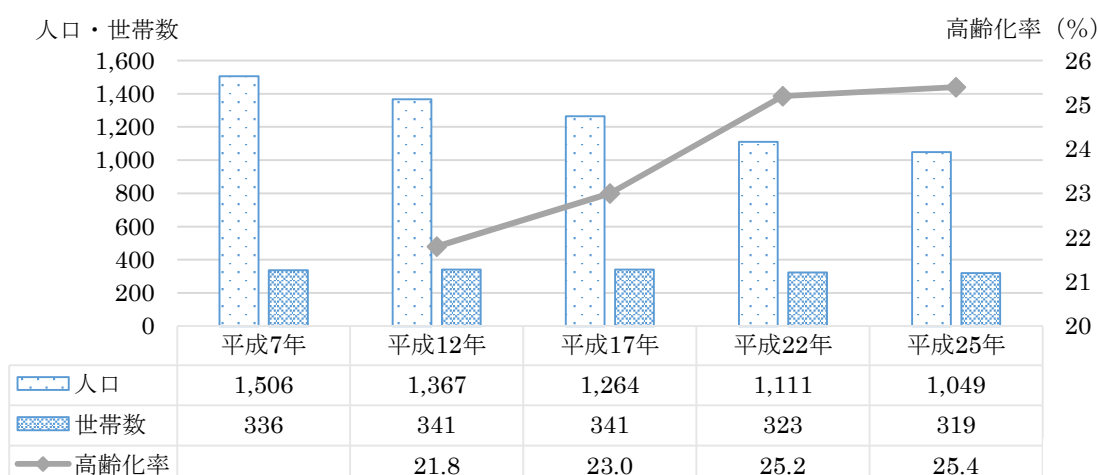
昆布森地区は、全域が都市計画区域外で、主に漁業を中心とする地区であり、昆布森をはじめとし沿岸に複数の漁業集落が点在しており、昆布森、老若舞、仙鳳趾に漁港があります。

本町の基幹産業である漁業は、この地区で行われ、前浜や町域の沿岸から捕れる良質の昆布、さけ・ます漁がその中心となっております。現在では、漁業者が長期的に取り組んできた「つくり育てる漁業」も定着しつつあり、その代表的な水産物として、カキやホッキ、ウニなどは品質的にも市場から高い評価を得ており、拡大に向け取り組んでいます。



十勝管内の広尾町から根室市の納沙布岬まで全長 321km にもおよぶ「北太平洋シーサイドライン」にある、又飯時から仙鳳趾までの約 40km 区間（道道 142 号）の特異な海岸美は一見の価値があります。

### 《地区人口・世帯数・高齢化率》



資料：住民基本台帳人口・世帯（各年3月31日現在）

### 《地区の現状》

地区人口・世帯数・高齢化率は、上記グラフからみると、人口は平成 17 年の 1,264 人から平成 25 年の 1,049 人へ減少し、世帯数も平成 17 年の 341 世帯から平成 25 年の 319 世帯へ減少しています。また、高齢化率は平成 17 年の 23.0% から平成 25 年の 25.4% へと徐々に上昇しています。

地区の買い物環境は、小売店が少なく、飲食店やコンビニエンスストアは出店していない状況となっています。地区には漁業協同組合があり、平成 24 年 3 月には水産複合施設が新設され、土曜市の開催などにより地産地消が推進されています。

道路交通環境は、厚岸方面へ向かう国道 44 号があり、路線バスが運行していますが、昆布森以東への運行はなく、買い物や通院などに不便が生じています。

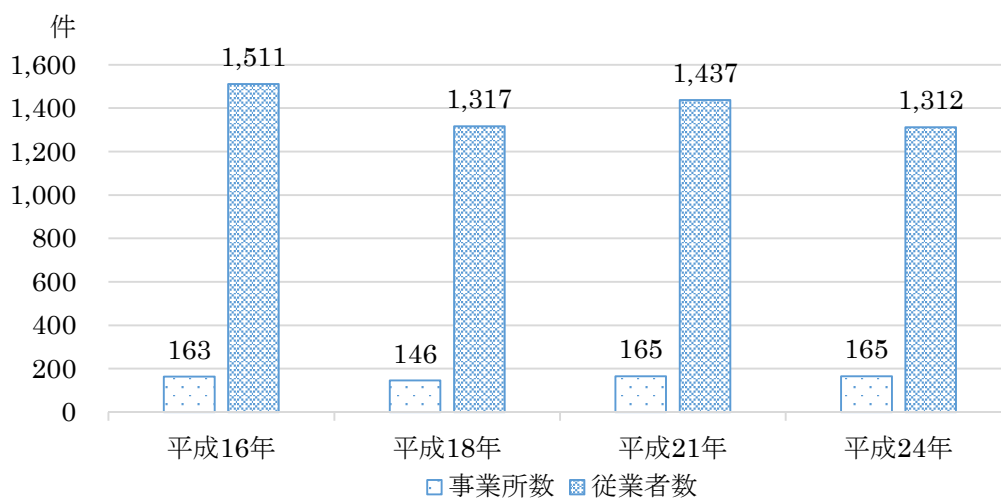
## 1-2 工業の現状

### 1) 釧路町の工業の推移

#### ■建設業

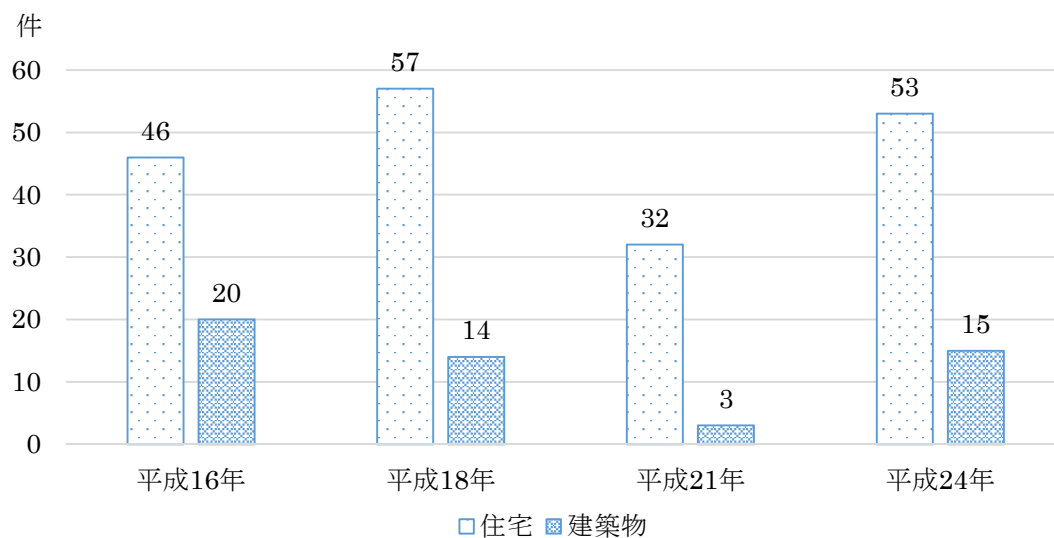
平成24年経済センサスによると、釧路町建設業の事業所数については横ばいで推移しており、従業者数については減少傾向にあります。また、建築確認件数をみると、平成21年にはリーマンショックなど世界同時不況の影響により減少したと考えられますが、平成24年には以前の水準に回復しています。

#### 【事業所数・従業者数の推移】



資料：工業統計（平成16・18年）、経済センサス（平成21・24年）

#### 【建築確認件数の推移】

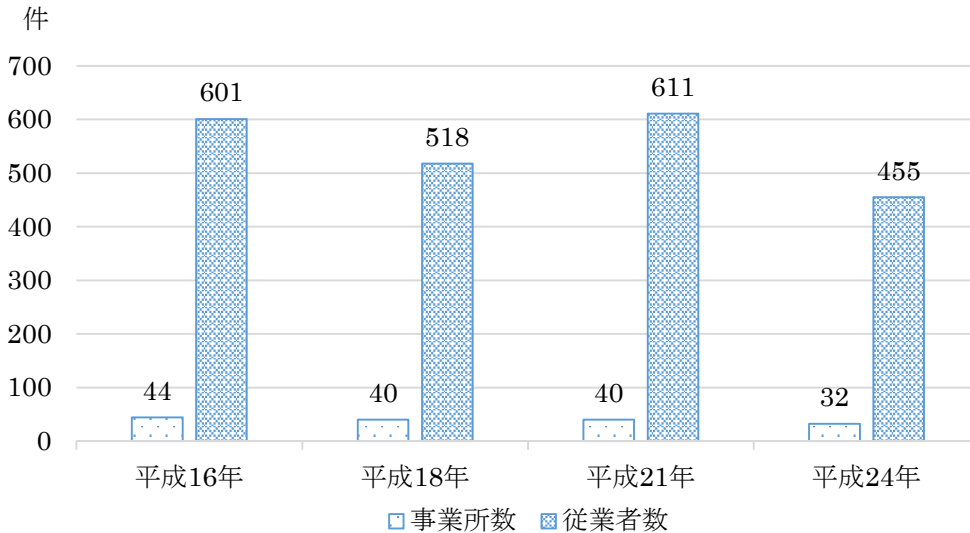


資料：建築確認件数

## ■ 製造業

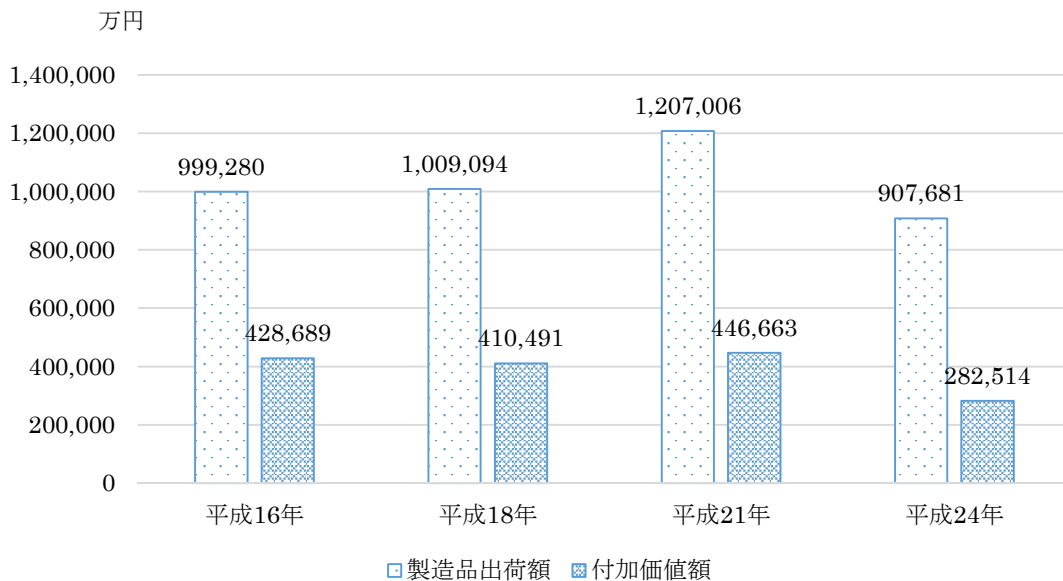
平成 24 年経済センサスによると、釧路町製造業の事業所数・従業者数ともに減少傾向にあります。また、製造品出荷額・付加価値額についても減少傾向にあります。

### 【事業所数・従業者数の推移】



資料：工業統計（平成 16・18 年）、経済センサス（平成 21・24 年）

### 【製造品出荷額・付加価値額の推移】



資料：工業統計（平成 16・18 年）、経済センサス（平成 21・24 年）

## 2) 管内市町村との比較（製造業）

製造業全体の事業所数・従業者数は釧路管内において4番目の規模ではありますが、出荷額では、6番目となっています。

【事業所数・従業者数・出荷額の比較】

	事業所数	従業者数	出荷額(万円)
釧路町	32	455	907,681
釧路市	198	4,999	24,135,796
厚岸町	37	711	1,793,051
浜中町	21	300	2,318,041
標茶町	8	142	2,301,029
弟子屈町	8	117	130,018
鶴居村	3	50	32,277
白糠町	35	1,840	5,098,883

資料：経済センサス（平成24年）

## 3) 業種ごとの現状

### ■建設業

#### 《業種の現状》

事業所数は、平成16年の163事業所、平成24年の165事業所とほぼ横ばいではありますが、従業者数は、平成16年の1,511人から平成24年の1,312人と減少しています。建築確認件数からみると、平成21年は35件とリーマンショックなど世界同時不況により減少したと考えられますが、平成24年には68件と以前の水準に回復しています。



現在の建設業界では、東日本大震災の復興需要をはじめ、消費税増税前のかげこみによる住宅需要の高まりや、経済政策による公共事業の増加などにより活況を迎えています。その一方で、円安や前記要因に影響され、原材料費や人件費が高騰し、経営を圧迫しているという側面もあります。

また、需要増加などの影響により、人材不足となっている建設業界ですが、熟練技能者が高齢化しているため、熟練技能者が保有している技能の若手・中堅技能者へ継承がいそがれていますが、技術的要因や時間的要因により、進んでいない状況です。また、業界の「3K（きつい・汚い・危険）」といわれるイメージなどから若者の建築業離れが続き、人材確保が難しい現状にあります。

現在は、好景気に沸いている業界ですが、近年までは非常に厳しい経営環境下であり、新分野進出が図られていました。現在においても、新成長戦略において示されている成長分野である環境・エネルギー分野や健康分野などへの進出がみられます。

## ■ 製造業

### 《業種の現状》

事業所数は、平成 16 年の 44 事業所から平成 24 年の 32 事業所へと減少、従業員数は、平成 16 年の 601 人から平成 24 年の 455 人と減少しています。また、製造品出荷額は、平成 16 年の 99 億 9,280 万円から平成 24 年の 90 億 7,681 万円と減少、付加価値額は平成 16 年の 42 億 8,689 万円から平成 24 年の 28 億 2,514 万円と減少しており、近年の長引く不況などにより経営の縮小や廃業・倒産を強いられるなど非常に厳しい経営環境下にあります。



このようななか、製造業でも建設業同様、東日本大震災の復興需要をはじめ、消費税増税前のかげこみによる住宅需要の高まりや、経済政策による公共事業の増加などの影響から、一部製造業では好況へと転じています。しかし、円安や前記要因に影響され、原材料費や人件費などが高騰し、経営を圧迫しているという側面もあります。

人材の確保・育成については、製造業においても、熟練技能者の高齢化や熟練技能者が保有している技能の継承が、技術的要因や時間的要因により進んでいない状況にあります。

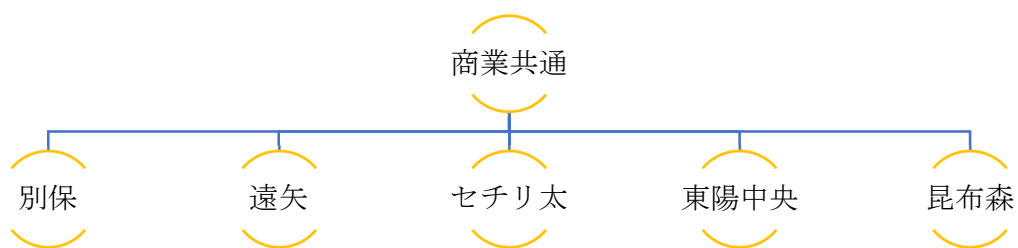
また、本町には、良質な農林水産資源が豊富にあるなか、食料品製造業出荷額の釧路管内比率が平成 24 年 1.2%と非常に低い水準にあり、地場産の農林水産物を活用した製品が少なく、町内消費できる場所も少ないという現状があります。

## 2. 商工業の課題

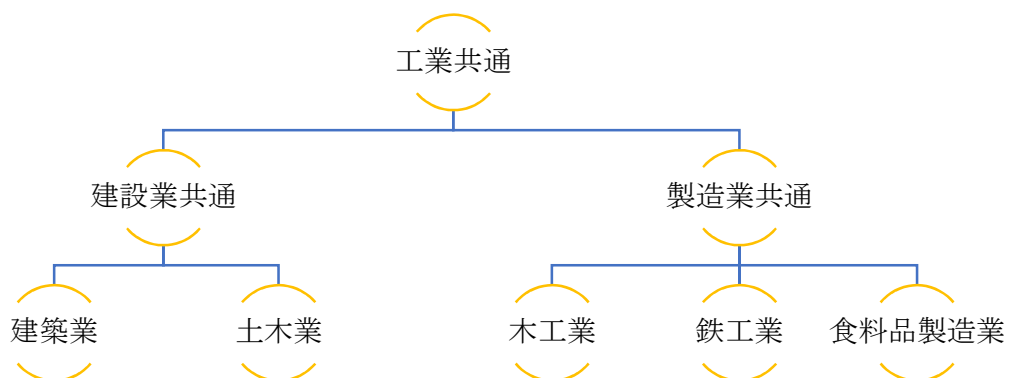
前項では、本町商工業の現状について、商業では地区ごと、工業では業種ごとでまとめ、そのなかで、地区・業種をまたぐ共通の現状を把握することができました。

その共通の現状に対応するため、本章では、以下のグループ分けを行い、本町商工業の現状からみえてきた課題を整理します。

### 【商業】



### 【工業】





## 2-1 商業の課題

### 1) 共通の課題

本町商業共通の課題として、1点目に人口減少・少子高齢化の進行があげられます。高齢化が進行しているなか、高齢者などの買い物弱者が抱える問題として買い物環境への不安があり、大型店周辺の一部地区以外は、地区内に小売店が少なく、食品・日用品といった日常生活に必要なものが揃わず、町内各地区から商業集積地や地区内の小売店に出かける際の交通アクセスが不便であるなど、「安心して買い物できる環境」を整備する必要があります。

2点目として、世界的な金融不安に端を発した世界同時不況の影響などによる経営情勢の不安定感があります。商業の現状として、事業所数・従業者数・年間販売額が年々減少していますが、国の経済政策への期待感から景気の上向きが期待されている現在においても、地域経済の今後については先行きが不透明であり、景気の上昇を実感するところまでは至っていません。このようななか、町内事業者が安定した企業経営を行える経営支援策の情報提供（PR）など「安定した経営への支援」が必要です。

3点目として、第5次釧路町総合計画においても掲げられている、地産地消の推進があります。現在、全国的にも食の安心安全の確保や地場産業の繁栄のため、地元のを地元で消費するという取り組みが盛んに行われております。本町には良質な農林水産物が豊富にあります。加工品や特産メニューとして取り扱われているものが極めて少ない状況にあります。また、農商工連携<sup>7</sup>の取り組みが弱く、1次産品がそのまま他地域に出荷され、2次・3次加工により得られる利益（付加価値）が町外へ流出していることから、事業者や地場産業の繁栄、さらには本町の地域活性化のためにも「農商工連携と地産地消の推進」が必要です。

4点目として、地域経済の低迷があげられます。商業統計、経済センサスによると、本町の小売業・卸売業の年間販売額は、平成16年の716億1百万円をピークに、平成24年には480億14百万円まで減少しており、長引く不況による購買意欲の低下やインターネットなどの利用者増加に伴う電子商取引の市場規模拡大が一因となっていると考えられます。

また、近年、管内において観光事業の広域連携による体験や食を中心とした体験型観光への取り組みが進められており、道路交通網の整備とあわせ、さらなる観光客の誘客が期待されています。

これらのことから、購買意欲を刺激する施策展開や観光客など町外地域からの新たな購買力の取り組みによる地域内消費の拡大が求められており、「地域経済を活性化させる仕組みづくり」が必要です。

<sup>7</sup> 農商工連携 農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと



## 2) 地区ごとの課題

### ■ 別保地区

別保地区は、平成 25 年 12 月にコンビニエンスストアが撤退したことにより、食料品や日用品を扱った小売店が少なくなっています。また、高齢化率が平成 25 年には 32.8%と 5 地区の中で最も高い水準となっており、自ら他地区に買い物に行くことが困難な住民が多くいることから、「小売店の充実」が必要です。

### ■ 遠矢地区

遠矢地区は、平成 24 年 12 月に食料品売り場併設のドラッグストアが出店し、地区商店とあわせて地区住民の利便性が向上しています。しかし、地区に生鮮食料品を常時取り揃えている小売店はなく、地区住民よりドラッグストア周辺に生鮮食料品を扱う事業者の出店要望があるなど、「小売店の充実」が必要です。

### ■ セチリ太地区

セチリ太地区は、釧路管内を代表する商業集積地で、絶大な集客力を誇っており、週末には大勢の消費者でにぎわっています。大型店は独自に販売促進事業や地域貢献事業を展開していますが、地区商店と大型店は連携が図られておらず、大型店の集客力を活かすなどの協力関係が築けていません。釧路町の中心市街地であるセチリ太地区のさらなる発展のため、大型店と地区商店の連携や、あわせて商工会や行政が一体となった関係性を構築するなど、「大型店との連携による地域力強化」が必要です。

### ■ 東陽中央地区

東陽中央地区は、新築住宅やアパートの建設が進み、地区人口が増加しています。また、幹線道路に面している地区の特性上、ロードサイドに大型店などの出店が進むなか、今後、釧路外環状道路の（仮称）釧路中央インターチェンジの開通が予定されており、さらなる事業者の新規出店や事業展開、人口増加が期待されています。しかし、生活利便施設が一部不足しており、「まちの玄関口としての魅力増進」が必要です。

### ■ 昆布森地区

昆布森地区は、幹線道路や他地区から離れていることもあり、地区住民が日常生活のなかで地区商店を利用しています。そのため、経営が地域消費に依存しており、来訪者の取り込みが不足しています。地区の強みである豊富な海産物を活かすことにより来訪者の増加が見込まれ、そのためには「基幹産業との連携」が必要です。

## 2-2 工業の課題

### 1) 共通の課題

本町工業共通の課題として、1点目に人材の確保・育成があげられます。現在行っている若者就労体験事業では、地元高校生を対象に協力事業所において実習機会の提供を行っていますが、工業系学校との連携が不足しており、地元工業系学生の参加がなく、地元事業所への就職に繋がらない状況にあります。また、人材の育成として、熟練技能者から若手・中堅技能者への熟練技術の継承問題があります。技術を継承するためには、職場内教育と職場外教育の充実や熟練技術の標準化・マニュアル化への取り組みが重要です。さらに技術を伝承する側である熟練技能者の教育能力向上も重要であることから「人材育成の推進」が必要です。

2点目として、建設需要の増加による原材料費や人件費の高騰があげられます。現在、東日本大震災の復興需要をはじめ、消費税増税前のかけこみによる住宅需要の高まりなどにより原材料費や人件費が高騰し、利益率が低下することが懸念されています。また、これからの国内経済の先行きが不透明であり、継続的に安定した経営に対しての不安感が強く、「経営支援体制の充実」が必要です。

### 2) 業種ごとの課題

#### ■ 建設業共通

建設業の共通課題として、現在の建設需要や公共工事の増加などにより好況を迎えている業界ですが、現状からの反動が懸念されています。予想されている建設需要や公共工事の減少への対応のため、現在の経営状況の見直しや、注目されている環境・エネルギー分野や健康分野など新分野進出を目指す事業所への「経営革新への支援」が必要です。

#### □ 建築業

建築業は、北海道において、地域の木材を地域で消費し地域で育てるという活動が推進されています。地域材供給率が50%を超え、道外に比べ地域材利用の推進が図られていますが、地域材利用支援施策のPRが不足しており、建築主に地域材活用時のメリットが十分に伝わっていません。地域材供給率のさらなる向上のため、積極的な情報提供などにより、「地材地消の推進」が必要です。

また、現在、日本において総世帯数に対し住宅ストック<sup>8</sup>が14%も多いことから、新成長戦略において示されているストック重視の住宅政策への転換により、中古住宅等の流通市場・リフォーム市場の拡大が見込まれています。しかし、住宅取引件数の9割弱が新築物件である現状から、住宅ストック市場の浸透が遅れていることがわかります。本町においても、人口減少や高齢化の進行から空き家対策が求められており、「住宅ストック市場進出への支援」が必要です。

<sup>8</sup> 住宅ストック 中古住宅や賃貸住宅などの空き家といった居住者のいない住宅のこと。

#### □ 土木業

土木業は、1960年代の高度成長期に整備された社会インフラが建設後50年を経過し、補修・更新時期を迎え、インフラの再整備がはじまりました。自社技術力の向上や独自性を確保することにより、同業他社との差別化を図り、安定した経営を目指すために、「自社技術強化への支援」が必要です。

#### ■ 製造業共通

製造業の共通課題として、新製品・新技術開発への支援が不足しています。顧客からの様々な要求（注文）に迅速かつ的確に応えることが求められていますが、そのような新製品・新技術開発を行うためには、マーケティングなど顧客需要の把握や製品開発など自社の中で行う必要があります。しかし、限られた経営資源のなかで行うことが難しいため、「町を支えるものづくりへの支援」が必要です。

#### □ 木工業

木工業は、北海道において、地域の木材を地域で消費し地域で育てるという活動が推進されています。しかし、消費者の木工家具選定の際に、地域材は高価格というイメージや町内で生産されている木工品、家具、建具が一般的に知られていないなどPRが不足しており、「地材地消の推進」が必要です。

#### □ 鉄工業

鉄工業は、1960年代の高度成長期に整備された社会インフラが建設後50年を経過し、補修・更新時期を迎え、インフラの再整備がはじまりました。自社技術力の向上や独自性を確保することにより、同業他社との差別化を図り、安定した経営を目指すために、土木業と同様に「自社技術強化への支援」が必要です。

#### □ 食料品製造業

食料品製造業は、1点目に食料品出荷額の管内比率が極めて低いという現状があります。町内には豊富な農水産物があるにもかかわらず、加工品として取り扱われているものが極めて少なく、また、マーケティング不足などから市場ニーズが把握されておらず、魅力的な加工物が少ない状況にあります。本町が誇る良質な農水産物を活用することが、食料品製造業のみならず、農業や漁業を含めた産業振興につながることから「食料品開発への支援」が必要です。

2点目として、町内の豊富な農水産物を活用するための農商工連携の不足があります。農商工連携への取り組みが弱いため、1次産品がそのまま他地域に出荷され、2次・3次加工により得られる利益（付加価値）が町外へ流出しています。地元のを地元で消費するという地産地消の観点からも、「農商工連携への支援」が必要です。

3点目として、豊富な農水産物を有する本町にあって食料品製造業者数が管内比率で5.1%と極めて少ない現状があります。優秀な1次産品を加工・販売し、また、それらを町内飲食店で活用するなど地産地消を推進することにより、本町産業の振興に寄与するものと考えられます。そのためにも、本町で不足している食料品製造業者の新規立地を促すため、「工業等振興条例を活用した企業誘致」が必要です。

## 第4章 商工業振興の理念と方針

### 1. 商工業振興の基本理念

この計画は、本町の商工業の振興に向けた取り組みを進めるための基本的な考え方を整理し、示したものです。

これから取り組むべき基本的な方向性を以下のとおりとします。

人と地域を活かし 豊かさと活力みなぎる

商工業を目指します

本町の特徴として、釧路管内を代表する一大商業集積地となったセチリ太地区、釧路湿原を擁し農業の中心地でもある遠矢地区をはじめ、別保地区、東陽中央地区、昆布森地区と、大きく5つの地区に区分することができます。

それぞれの地区が、農林水産資源や工業・製造技術等の特色を持ち、独自の発展を遂げてきており、商工業の振興を図るため、それら地区の持つ特異性を十分に活かしながら、連携・発展するよう取り組みを進めます。

また、少子高齢化の進行や道路網整備の進展、環境問題への意識の高まりなど、社会環境や経済情勢は常にめまぐるしく変化をしており、それらに柔軟かつ的確に対応できるよう、支援体制を構築する取り組みを進めます。

さらには、人材の確保・育成や技術の継承・向上など、これら地域産業の継続のために重要な分野についての支援体制の整備を行い、企業誘致や産業の集積をあわせて推進することにより、活力ある産業構造の構築に向け取り組みを進めます。

そのためには、事業者・商工会・町民・町がそれぞれ連携し、役割を担うことで取り組みを進める必要があり、人と地域を活かし、豊かさと活力みなぎる商工業を目指します。

## 2. 商工業振興の方針

### 2-1 商業の方針

#### 【方針1 まちのにぎわい（活力）を創出する】

消費者のライフスタイルの変化や少子高齢化の進行などにより、消費者ニーズは非常に多様化してきており、変化に対応した買い物環境の充実や、安心して買い物ができる環境づくりが必要となっています。また、本町は、豊かな自然や農林水産物をはじめとする豊富な資源を有しており、まちが持っているこれらの特色や利点を活かした取り組みも求められています。さらには、道路交通網の整備が進むことにより、今まで以上に人や物の流入出が活発化することが予想され、より一層のにぎわいの創出や消費活動を刺激するような取り組みが求められることとなり、地域内での連携や循環をさせられる体制・組織づくりが必要となってきます。

このことから、まちの商業活動が活性化され、まちがにぎわいと活力にあふれ、みんなが笑顔で安心して買い物や経営を継続できる環境の構築に取り組みます。

#### 【方針2 地区の魅力を高める商業環境をつくる】

商業の発展には、住みよい環境であるということが必要不可欠といえます。各地区には、形成経過などからくる特有の課題があり、それらの解決と、その地区が持つ力と魅力を増進することが、商業の振興につながるものと考えられます。このことから、それぞれの特色や課題を的確に捉え、まち全体が魅力ある商業地域となるよう体制整備や支援に取り組みます。

## 2-2 工業の方針

### 【方針3 未来を担う基盤をつくる】

まちの産業として持続可能な体制をとるためには、基盤となる企業の資質を向上させる必要があります。そのためには、人材の確保と育成、技術力の向上が不可欠です。それらを支援し、より安定的な経営が持続可能となるよう、事業者・商工会・町が互いに連携を深め、それぞれの役割を發揮しながら一体となって、まちの産業の発展につながる体制や事業の展開に取り組みます。

### 【方針4 時代の変化に対応できる体制をつくる】

日本経済は、高度成長期を経て、オイルショックやバブル経済とその崩壊、世界同時不況や大震災などを経験し、現在、国の経済政策の効果もあり、少しずつではありますが回復の兆しが見受けられます。これまでの経験を踏まえた今だからこそ、時代の変化や経済の揺れ動きにも柔軟に対応し、それらに負けない強い経営体制を構築することが可能であると考えます。そのため、時代の変化を的確に捉えるための情報収集と地域の実情に即した支援体制の構築につながる事業の展開に取り組みます。

### 【方針5 創造性豊かなものづくりを推進する】

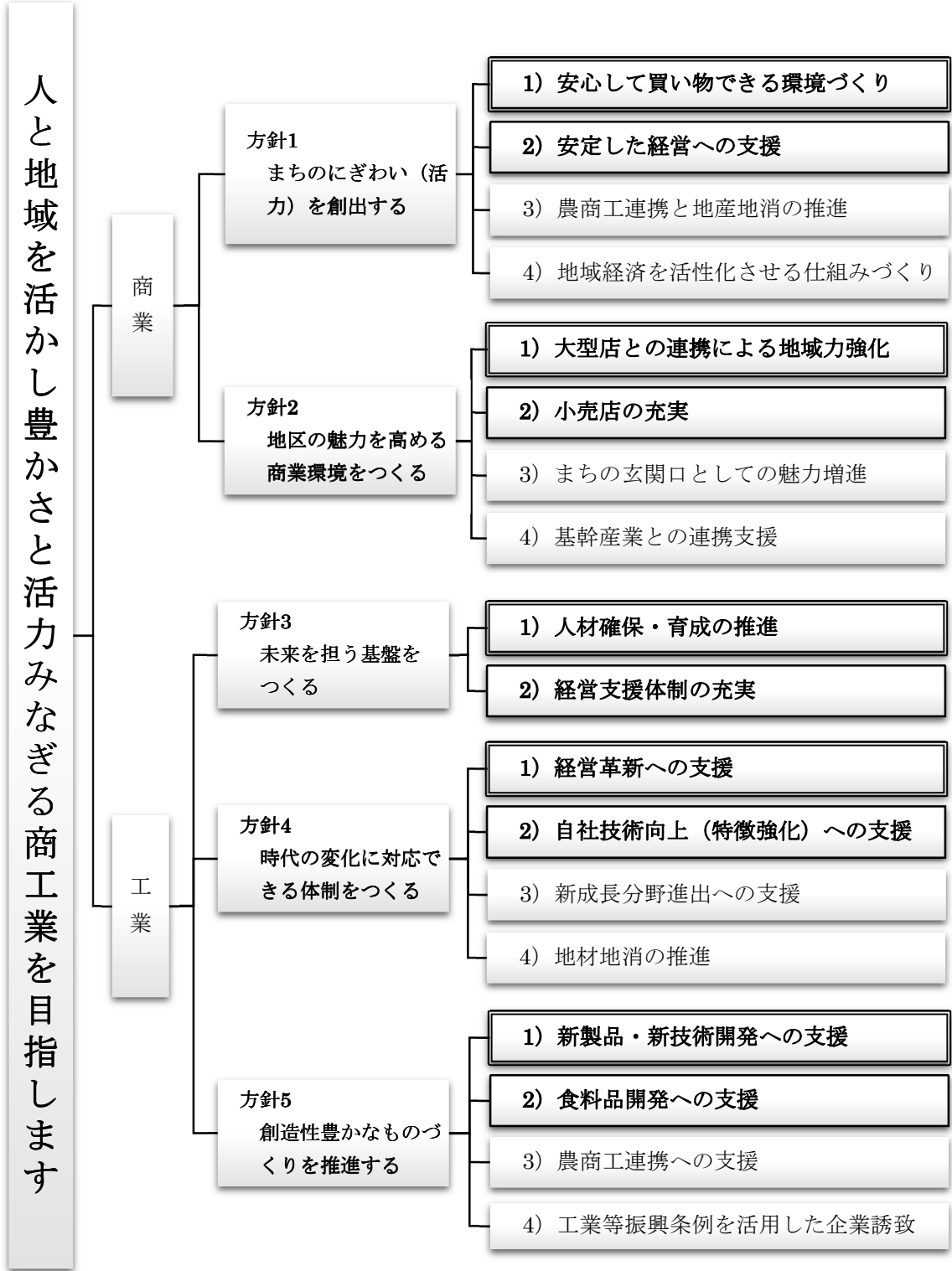
本町は、農林水産物をはじめとする豊富な資源を有しています。さらには、他の地域にも負けない卓越した工業技術を有する企業も数多くあります。これらの地域資源や技術をさらに有効に活用し、一段と磨きをかけることにより、強い産業基盤を構築することが可能となります。また、地域外からの新たな立地や地域内からの起業を促進させることにより産業の集積や連携強化にもつながり、地域内での好循環が図られることが期待されます。これらの推進のため、新技術・新商品の開発支援や地産地消の推進、域内循環の支援体制の構築に取り組みます。



理念

方針

目標



  = 最優先事項   
   = 優先事項



## 第5章 商工業振興の施策展開

### 1. 商工業振興施策の展開

前章までの理念および方針や、釧路町商工業の現状と課題を踏まえ、以下のとおり釧路町商工業振興へ向けた施策の展開を行います。

#### 方針1 まちのにぎわい（活力）を創出する

##### 1) 安心して買い物できる環境づくり

人口減少・少子高齢化社会へ対応するため、買い物環境の充実を目指します。

町内各地区から商業集積地などへ買い物に出かける際の交通手段の確保や多様化する消費者ニーズに対応した販売形態の導入を目指します。

- ① 町内消費者の買い物環境などのニーズ把握
- ② 高齢者への宅配サービスの充実
- ③ 地区内移動販売体制の充実
- ④ 公共交通網等の充実

##### 2) 安定した経営への支援

町内事業者が安定した企業経営を行えるよう、事業者や起業家に対して、国や北海道および釧路町の中小企業に対する融資制度や支援施策を円滑に活用できるよう、釧路町中小企業振興資金融資制度の充実を図るとともに、相談および支援体制の充実を目指します。

- ① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充（見直し）・PR
- ② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供、支援制度等を活用する際のサポート体制の充実
- ③ 専門家派遣による経営支援
- ④ 従業員教育への支援

### 3) 農商工連携と地産地消の推進

町内の農商工事業者の連携を強化し、販売ルートや販売店・飲食店の拡充を図るとともに、地場産品の利用促進を強化し、商業の発展はもとより、生産者や食料品製造業者の発展を目指します。

- ① 国や北海道が支援する農商工連携・地産地消支援施策の情報提供
- ② 町内1次・2次・3次事業者の情報収集・提供
- ③ 町内1次・2次・3次事業者の連携支援
- ④ 新製品開発への専門家派遣の支援

### 4) 地域経済を活性化させる仕組みづくり

広域連携に取り組んでいる観光分野と連携することにより、町内での消費機会の拡大を図り、また、地域商品券などの消費者の購買意欲を向上させる施策の展開により、地域経済の活性化を目指します。

- ① 釧路管内広域観光事業との連携
- ② 地域商品券等の導入

## 方針2 地区の魅力高める商業環境をつくる

### 1) 大型店との連携による地域力強化（セチリ太地区）

大型店と地区事業者の連携強化により、集客力の活用や地域貢献活動の共同実施など、今以上にぎわいと魅力を創出し、持続可能な商業活動を目指します。

- ① 地方都市リノベーション事業エリアの有効活用に向けた検討・支援
- ② 大型店が実施する販売促進事業との連携・利活用
- ③ 大型店が実施する地域貢献活動との連携体制の構築
- ④ 大型店と連携した地区イベントの開催

## 2) 小売店の充実（別保地区・遠矢地区）

別保地区は、他の地区と比べても特に高齢化が進行しており、買い物環境の充実は重要です。地区事業者の業種転換や新たな事業者の出店などにより、地区住民の買い物環境の充実を目指します。

遠矢地区は、生鮮食料品を常時扱う事業所がなく、生鮮食料品事業者の進出が求められており、事業者の誘致や新事業展開への支援を行います。

- ① 生鮮食料品事業者に的を絞った誘致活動の展開
- ② 生鮮食料品事業者への事業展開支援

## 3) まちの玄関口としての魅力増進（東陽中央地区）

東陽中央地区は、人口が増加傾向にあることやインターチェンジの開通により、さらなる発展を期待されており、魅力ある店舗の出店などに対する支援策の検討を行い、新たな玄関口となるような地区づくりを目指します。

- ① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充（見直し）・PR
- ② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供、支援制度等を活用する際のサポート体制の充実
- ③ 釧路町工業等振興条例による積極的な支援・PR

## 4) 基幹産業との連携支援（昆布森地区）

漁業者や昆布森漁業協同組合との連携を強化し、豊富な1次産品を活用した新事業展開を行うことにより、地区に来訪者を取り込み、地域経済の活性化を目指します。

- ① 昆布森漁業協同組合等との連携支援

## 方針3 未来を担う基盤をつくる

### 1) 人材確保・育成の推進

優秀な人材を確保するため、地元就職を希望している地元工業系学校の学生に町内事業所での現場体験機会を提供することにより、学生は、希望業種の現場において学校で学んだ技能の確認ができ、事業所は、学生への自社PRと雇用の推進を期待できることから、現場体験機会の充実を図ります。

人材育成については、企業内での取り組み方法の明確化や、職場内教育や職場外教育による人材育成機会の確保、熟練技能の標準化・マニュアル化に向けた取り組みのほか、熟練技能者の教育能力の向上を目指します。また、表彰制度を創設することにより、技能継承に対するモチベーションの向上を図るなど、本町工業の基礎となる人づくり体制の充実を目指します。

- ① 熟練技能者から若手技能者等への職場内教育実施体制の整備
- ② 若手技能者等への職場外教育の実施
- ③ 熟練技能者の教育能力向上を支援
- ④ 従業員教育への支援
- ⑤ 若者就労体験事業内容の拡充
- ⑥ 熟練技能者等への表彰制度の創設
- ⑦ 熟練技能の標準化・マニュアル化に向けた取り組み

### 2) 経営支援体制の充実

事業者や起業家に対して、国や北海道および釧路町の中小企業に対する融資制度や支援施策を円滑に活用できるよう、釧路町中小企業振興資金融資制度の充実を図るとともに、相談および支援体制の充実を目指します。

- ① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充（見直し）・PR
- ② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供、支援制度等を活用する際のサポート体制の充実
- ③ 専門家派遣による経営支援

## 方針 4 時代の変化に対応できる体制をつくる

### 1) 経営革新への支援（建設業）

企業経営を維持発展させるために、経営革新を目指している事業者に対して、国や北海道で実施している支援施策の情報提供をするとともに、経営革新に取り組み事業者の相談および支援体制の充実を目指します。

- ① 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供、支援制度等を活用する際のサポート体制の充実
- ② 国や北海道が支援する新分野進出等支援施策の情報提供
- ③ 新分野進出に向けた研究機関等との連携強化
- ④ 専門家派遣による経営革新支援

### 2) 自社技術向上（特徴強化）への支援（土木業・鉄工業）

自社技術の強みを向上させる取り組みや技能者の資格取得の充実を行い、他社との差別化を図り、安定した経営基盤の強化を目指します。

- ① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充（見直し）・PR
- ② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供、支援制度等を活用する際のサポート体制の充実
- ③ 技術力向上への専門家派遣

### 3) 新成長分野進出への支援（建築業）

新築住宅が増加し充足しているなか、少子高齢化の進行に伴い中古住宅も増加しています。中古住宅の流通市場・リフォーム市場の拡大が見込まれており、新成長戦略に示されているストック重視の住宅施策への転換など、新たな経営戦略を構築し、建築業の振興を目指します。

- ① 釧路町住宅リフォーム・耐震化等助成事業の制度周知
- ② 国や北海道が整備する市場情報の提供
- ③ 住宅ストック市場への参入

#### 4) 地材地消の推進（建築業・木工業）

地域材を使用した製品や活用できる施策を積極的に PR し、地域内、北海道内において蓄積されている木材を有効に循環させることにより、建築業、木工業のみならず本町産業の振興を目指します。

- ① 国や北海道が支援する地材地消施策の PR
- ② 地域材利用促進のための補助事業の創設

### 方針 5 創造性豊かなものづくりを推進する

#### 1) 新製品・新技術開発への支援（製造業）

本町を支えるものづくりへの支援として、新製品・新技術開発のために活用できる、国や北海道の各種支援施策の情報提供を行うとともに、新製品・新技術開発に取り組む事業者の相談および支援体制の充実を目指します。

- ① 釧路町中小企業振興資金融資制度の拡充（見直し）・PR
- ② 国や北海道が支援する新製品・技術開発等への支援施策の情報提供
- ③ 新製品・新技術開発に向けた研究機関等との連携強化
- ④ 新製品等開発への専門家派遣

#### 2) 食料品開発への支援（食料品製造業）

本町が誇る良質な農林水産物を積極的に PR し、市場ニーズを把握するためのマーケティング力の向上や研究機関等との連携を支援し、新商品開発を行うための体制強化を行う。また、地域内の農林水産物を有効に循環させることにより、食料品製造業のみならず、農業、漁業を含めた産業の振興を目指します。

- ① 釧路町中小企業振興資金融資制度の PR
- ② 国や北海道が支援する商品開発施策の情報提供
- ③ 研究機関等との連携強化
- ④ 新商品開発への専門家派遣

### 3) 農商工連携への支援（食料品製造業）

本町の農商工業者の連携を強化することにより、販売ルートや販売拠点の拡充、地場産品の利用促進を図り、食料品製造業はもとより、本町産業の振興を目指します。

- ① 国や北海道が支援する農商工連携・地産地消支援施策の情報提供
- ② 町内1次・2次・3次事業者の情報収集・提供
- ③ 町内1次・2次・3次事業者の連携支援

### 4) 工業等振興条例を活用した企業誘致（食料品製造業）

本町が誇る良質な農林水産物の有効な活用が、商工業の振興につながります。そのため、事業所数が極めて少ない食料品製造業に的を絞って、釧路町工業等振興条例を活用した企業誘致活動の展開を行うことにより、本町産業の振興を目指します。

- ① 食料品製造業に的を絞った誘致活動の展開
- ② 釧路町工業等振興条例による積極的な支援
- ③ 食料品製造業への業種転換支援

## 2. 施策の実施プログラム

商工業振興を目指すため、本町の商工業の現状から課題を探り、振興のための目標を設定し、目標を実現するための施策の検討を行ってきました。施策にはそれぞれの地区特性・業種特性があり、事業者・商工会・町の3者の中で、どの機関が中心となって取り組むべきかを施策ごとに以下のとおり設定します。

### 2-1 商業振興施策

施 策	実施主体	実施時期		
		H26 ～ H28	H29 ～ H31	H32 ～ H35
【方針1 まちのにぎわい（活力）を創出する】				
1) 安心して買い物できる環境づくり				
① 町内消費者の買い物環境などのニーズ把握	事（商・町）	実施	⇒	⇒
② 高齢者への宅配サービスの充実	事（商・町）	検討	実施	⇒
③ 地区内移動販売体制の充実	事（商・町）	検討	実施	⇒
④ 公共交通網等の充実	事・町	検討	実施	⇒
2) 安定した経営への支援				
① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充（見直し）・PR	商・町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供等サポート体制の充実	商・町	実施	⇒	⇒
③ 専門家派遣による経営支援	商・町	実施	⇒	⇒
④ 従業員教育への支援	商・町	実施	⇒	⇒
3) 農商工連携と地産地消の推進				
① 国や北海道が支援する農商工連携・地産地消支援施策の情報提供	商・町	実施	⇒	⇒
② 町内1次・2次・3次事業者の情報収集・提供	事・商・町	実施	⇒	⇒
③ 町内1次・2次・3次事業者の連携支援	事・商・町	実施	⇒	⇒
④ 新製品開発への専門家派遣の支援	商・町	実施	⇒	⇒
4) 地域経済を活性化させる仕組みづくり				
① 釧路管内広域観光事業との連携	事・町	検討	実施	⇒
② 地域商品券等の導入	事・商・町	検討	実施	⇒



施 策	実施主体	実施時期		
		H26 ～ H28	H29 ～ H31	H32 ～ H35
【方針2 地区の魅力を高める商業環境をつくる】				
1) 大型店との連携による地域力強化				
① 地方都市リノベーション事業エリアの有効活用に向けた検討・支援	事・商・町	実施	⇒	⇒
② 大型店が実施する販売促進事業との連携・利活用	事(商・町)	検討	実施	⇒
③ 大型店が実施する地域貢献活動との連携体制の構築	事・商・町	検討	実施	⇒
④ 大型店と連携した地区イベントの開催	事・商・町	検討	実施	⇒
2) 小売店の充実				
① 生鮮食料品事業者に的を絞った誘致活動の展開	事・町	検討	実施	⇒
② 生鮮食料品事業者への事業展開支援	事(商・町)	検討	実施	⇒
3) まちの玄関口としての魅力増進				
① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充(見直し)・PR(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供等サポート体制の充実(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
③ 釧路町工業等振興条例による積極的な支援・PR	商・町	実施	⇒	⇒
4) 基幹産業との連携支援				
① 昆布森漁業協同組合等との連携支援	事(町)	実施	⇒	⇒

事＝事業者 商＝商工会 町＝釧路町

## 2-2 工業振興施策

施 策	実施主体	実施時期		
		H26 ～ H28	H29 ～ H31	H32 ～ H35
【方針3 未来を担う基盤をつくる】				
1) 人材確保・育成の推進				
① 熟練技能者から若手技能者等への職場内教育実施体制の整備	事(商・町)	実施	⇒	⇒
② 若手技能者等への職場外教育の実施	事(商・町)	実施	⇒	⇒
③ 熟練技能者の教育能力向上を支援	事(商・町)	実施	⇒	⇒
④ 従業員教育への支援	商・町	実施	⇒	⇒
⑤ 若者就労体験事業内容の拡充	町(事)	検討	実施	⇒
⑥ 熟練技能者等への表彰制度の創設	商・町	検討	実施	⇒
⑦ 熟練技能の標準化・マニュアル化に向けた取り組み	事(商・町)	検討	実施	⇒
2) 経営支援体制の充実				
① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充(見直し)・PR(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供等サポート体制の充実(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
③ 専門家派遣による経営支援(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
【方針4 時代の変化に対応できる体制をつくる】				
1) 経営革新への支援				
① 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供等サポート体制の充実(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道が支援する新分野進出等支援施策の情報提供	商・町	実施	⇒	⇒
③ 新分野進出に向けた研究機関等との連携強化	事(商・町)	実施	⇒	⇒
④ 専門家派遣による経営革新支援	商・町	実施	⇒	⇒
2) 自社技術向上(特徴強化)への支援				
① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充(見直し)・PR(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道や町の各種融資制度の情報提供等サポート体制の充実(再掲)	商・町	実施	⇒	⇒
③ 技術力向上のための専門家派遣	商・町	実施	⇒	⇒
3) 新成長分野進出への支援				
① 釧路町住宅リフォーム・耐震化等助成事業の制度周知	町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道が整備する市場情報の提供	商・町	実施	⇒	⇒
③ 住宅ストック市場への参入	事	検討	⇒	⇒

施 策	実施主体	実施時期		
		H26 ～ H28	H29 ～ H31	H32 ～ H35
4) 地材地消の推進				
① 国や北海道が支援する地材地消施策の PR	商・町	実施	⇒	⇒
② 地域材利用促進のための補助事業の創設	町	検討	実施	⇒
【方針 5 創造性豊かなものづくりを推進する】				
1) 新製品・新技術開発への支援				
① 釧路町中小企業振興資金融資の拡充（見直し）・PR（再掲）	商・町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道が支援する新製品・技術開発等への支援施策の情報提供（再掲）	商・町	実施	⇒	⇒
③ 新製品・新技術開発に向けた研究機関等との連携強化	商・町	実施	⇒	⇒
④ 新製品等開発への専門家派遣	商・町	実施	⇒	⇒
2) 食料品開発への支援				
① 釧路町中小企業振興資金融資制度の PR	商・町	実施	⇒	⇒
② 国や北海道が支援する商品開発施策の情報提供（再掲）	商・町	実施	⇒	⇒
③ 研究機関等との連携強化（再掲）	事（商・町）	実施	⇒	⇒
④ 新商品開発への専門家派遣（再掲）	商・町	実施	⇒	⇒
3) 農商工連携への支援				
① 国や北海道が支援する農商工連携・地産地消支援施策の情報提供（再掲）	商・町	実施	⇒	⇒
② 町内 1 次・2 次・3 次事業者の情報収集・提供（再掲）	事・商・町	実施	⇒	⇒
③ 町内 1 次・2 次・3 次事業者の連携支援（再掲）	事・商・町	実施	⇒	⇒
4) 工業等振興条例を活用した企業誘致				
① 食料品製造業に的を絞った誘致活動の展開	町	検討	実施	⇒
② 釧路町工業等振興条例による積極的な支援	町	検討	実施	⇒
③ 食料品製造業への業種転換支援	事・商・町	検討	実施	⇒

事＝事業者 商＝商工会 町＝釧路町

# 参考資料

## 1. 釧路町商工業振興計画策定委員会

### 【開催日程】

平成 25 年 7 月 18 日 第 1 回

平成 25 年 12 月 18 日 第 2 回

平成 26 年 2 月 12 日 第 3 回

平成 26 年 3 月 26 日 第 4 回

### 【釧路町商工業振興計画策定委員会委員】

区 分	氏 名	備 考
委員長	青木 富士彦	釧路町副町長
委 員	似内 隆幸	釧路町企画財政部財政課長
〃	木元 誠三	釧路町企画財政部まちづくり推進課長
〃	須藤 一紀	釧路町総務部住民課長
〃	佐藤 智昭	釧路町健康福祉部福祉課長
〃	佐藤 秀昭	釧路町健康福祉部介護高齢課長
〃	南 孝司	釧路町経済部都市建設課長
〃	常谷 裕樹	釧路町経済部水道課長
〃	佐々木 弘二	釧路町教育委員会教育部管理課長
事務局	藤川 幸司	釧路町経済部産業経済課長
〃	久保田 康生	釧路町経済部産業経済課商工観光係長
〃	岡村 太輔	釧路町経済部産業経済課商工観光係
〃	吉田 保香	〃

## 2. 釧路町商工業振興計画策定委員会専門部会

### (釧路町商工会地域振興委員会)

#### 【開催日程】

平成 25 年 8 月 6 日	第 1 回
平成 25 年 8 月 27 日	第 2 回
平成 25 年 10 月 25 日	第 3 回
平成 25 年 11 月 14 日	第 4 回
平成 25 年 12 月 9 日	第 5 回
平成 26 年 1 月 29 日	第 6 回
平成 26 年 2 月 18 日	第 7 回

#### 【釧路町商工業振興計画策定委員会専門部会員】

区 分	氏 名	備 考
部会長	土井 茂人	土井木材(株)
部会員	得地 吉尾	得地ファニチャ工業(株)
〃	坂本 裕人	共立電機サービス
〃	丹羽 哲郎	(株)釧路町振興公社
〃	網田 悦子	さくらカフェ
〃	鈴木 一浩	丸善木材(株)
〃	五十嵐 洋一	光和印刷(有)
〃	前 善幸	(有)兼芳新潟屋前商店
〃	佐藤 久子	佐藤電設商会
〃	黒畑 誠	釧路町商工会総合支援課長
〃	福田 貢	釧路町商工会総合支援課長補佐

(敬称略)

### 3. 釧路町商工会各部会

#### 3-1 商業・サービス業部会（部会長：小路口 智）

【開催日程】

平成 25 年 8 月 26 日

平成 25 年 9 月 20 日

(敬称略)

#### 3-2 工業・建設業・運輸業部会（部会長：得地 吉尾）

【開催日程】

平成 25 年 11 月 25 日

(敬称略)

### 4. 釧路町商工業振興計画懇談会

【開催日程】

平成 25 年 11 月 1 日 釧路町消費者協会意見聴取

平成 25 年 11 月 11 日 釧路町老人クラブ連合会意見聴取

平成 25 年 11 月 13 日 釧路町連合町内会意見聴取

### 5. 釧路町行政経営部長会議

【開催日程】

平成 26 年 2 月 13 日

### 6. 釧路町商工業振興計画町民意見公募手続き

【実施日程】

平成 26 年 2 月 27 日 ～ 平成 26 年 3 月 20 日

## 釧路町商工業振興計画

発行日：平成 26 年 3 月

発行：北海道 釧路町

編集：釧路町経済部産業経済課

〒088-0692

北海道釧路郡釧路町別保 1 丁目 1 番地

TEL 0154-62-2111 FAX 0154-62-2713

HP <http://www.town.kushiro.lg.jp>